

2 会 監 第 220 号

令和 2 年 12 月 25 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 渡 部 啓 二

会津若松市監査委員 目 黒 章三郎

財政援助団体監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して財政援助団体監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査（財政援助団体監査）

2 監査の対象

財政援助団体及びその所管課

(1) 対象所管課 農政部 農政課

(2) 対象財政援助団体 あいづ食の陣実行委員会及びあいづの厳選米生産推進協議会

(3) 対象補助金等名称 あいづ食の陣実行委員会負担金及びあいづの厳選米生産推進協議会負担金

3 監査対象期間

令和元年度事務執行分

4 監査対象事項

(1) 所管課

- ア 負担金の額の算定、交付方法、時期、条件、手続き等
- イ 負担金の効果、条件の履行の確認等
- ウ 財政援助団体に対する指導監督等

(2) 財政援助団体

- ア 負担金の交付申請、実績報告等に係る事務手続き等
- イ 負担金の効果、交付条件等に基づく事業の履行状況
- ウ 負担金に係る会計処理状況

5 監査の着眼点

監査委員は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができるとされている。

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第5 財政援助団体等監査の着眼点」のうち「1 財政援助団体等監査」等に基づき、当該補助金等に係る当該団体における出納その他の事務の執行が、当該補助金等の交付目的に沿い適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

6 監査実施内容

財政援助団体及び当該補助金等の交付を行った所管課に対し、あらかじめ出納その他の事務の執行にかかわる関係資料の提出を求め、当該資料の精査によりさらなる調査を必要とする事項について、財政援助団体の事務責任者及び所管課の所属長の出席を求

め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和2年9月25日から同年11月12日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和2年11月13日

8 監査結果

財政援助団体を対象として、所管部局において事業効果等の検証は適正に行われているか、財政援助団体に対する指導監督は適切に行われているか、財政援助団体が行う事業は適切に行われているか等の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、さらなる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○あいつの厳選米生産推進協議会負担金について（農政課及びあいつの厳選米生産推進協議会）

当該協議会における事業の実施に当たっては、農政課内に設置された事務局において事務の執行がなされている。今回、

提出された資料を確認したところ、協議会事務局における会計上の事務手続きにおいて、一部の預かり金について、協議会通帳への入金及び出金があるにもかかわらず、それに係る会計伝票が作成されておらず、また協議会決算へも計上されていない状況が見受けられた。たとえ少額であっても、協議会として、市負担金さらには県補助金の助成を受けている事業であることから、その透明性の確保の観点からも、第三者への説明責任を果たすことができるよう適切な事務処理に努められたい。

当該協議会は平成30年度に設立され、東日本大震災以降、会津産米の主食米としての需要量が落ち込んでいる現状に鑑み、首都圏等での販路拡大を目標として活動している。当該協議会は、県補助金及び市負担金を主な財源とし、関係事業者からの負担金と合わせ活動を行っている。また、米の売買管理を含む事務局運営業務を民間企業へ委託する形式で実施しており、この業務委託料には市負担金が充てられるなど、協議会の運営としては、公費に大きく依存している現状にある。

このような県補助金及び市負担金による経費負担を前提とした協議会のあり方については、業務の透明性を確保する観点からも販売にかかわる業務と市が行う広報支援の棲み分けを明確にしていく必要があると考える。また、今後、県補助金の動きにも大きく影響されるところではあるが、将来的には市が目標とした販路拡大での一定の効果が表れた段階にお

いて、民間での自立を図るべくその方向性についても、引き続き検討されたい。